

基本目標2 快適環境のまちづくり



個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和3年度の具体的な取組	担当部署
2-1 大気汚染を防止する	大気汚染に係る環境基準を達成する	環境基準達成率(光化学オキシダント)	前年度より改善	各年度		【具体的な目標値】 達成率 前年度以上	環境保全課 (公害係)
		環境基準達成率(光化学オキシダントを除く物質)	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%	
					特定事業場等に対する排出基準遵守等の指導	特定事業場に係る大気汚染の苦情がある場合には、立入検査を実施し、排出規制遵守等の指導を行う。	
	大気汚染に関する公害の発生を減らす	大気汚染に関する公害苦情件数	前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】 前年度より減少	
					野焼きの未然防止に向けた広報・リーフレット等による啓発活動の実施	野焼き禁止について広報及びホームページ掲載により、市民への啓発を行うとともに、リーフレットの窓口等への配置により、未然防止に向けた啓発を行う。	
	その他の取組				建築物解体時における石綿(アスベスト)の飛散防止	・建設リサイクル法に伴う建物解体時の届出書のチェック項目により吹付け材の有無を確認し、吹付け材があった場合には、アスベスト等の含有分析調査結果報告書の提出を求める。また、吹付け材にアスベスト等が含有している場合、情報提供を行う。【建築指導課】 ・大気汚染防止法に基づく届出があった場合には、立入検査を実施し飛散防止に係る確認・指導を行う。【環境保全課】	建築指導課 環境保全課 (公害係)
2-2 水質汚濁を防止する	水質汚濁に係る環境基準を達成する	環境基準達成率	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%	環境保全課 (公害係)
						河川の常時監視の実施、汚濁状況の把握	
					特定事業場への立入検査等による指導	水質汚濁防止法に基づく特定事業場について、設置等届出時及び立入検査により公共用水域への排水管理について指導を徹底する。	
	生活排水対策を推進する	生活排水処理率	達成率99% (前年度増加率を下回らないこと/年)	R4		【具体的な目標値】 達成率 前年度以上	
					浄化槽立入検査等による維持管理指導	①生活排水対策重点地域(濁川流域)を中心に、単独処理浄化槽の立入検査を実施し、管理義務未実施者に対して指導を行う。(相川地区、350基) ②浄化槽法定検査未受験者に対し、立入りによる個別指導を行う。(2,000基) ③浄化槽の適正管理の周知を目的に、浄化槽設置者講習会を年3回(6、10、2月)開催する。	
	その他の取組				公共下水道の整備による水洗化の促進	新たな取組として、工務部との連携を図り、下水道工事の着手前説明会に参加する中で、地域住民への下水道接続の必要性を強調し、供用開始後の早期接続に備えて、住民への適切な指導を図っていく。	上下水道局 (計画課) (給排水課)
					国や県、流域周辺自治体との広域的連携を進める	水質汚濁防止法、浄化槽法等に関し、国と連携するとともに、県、流域周辺自治体の河川水質検査結果等の情報の共有を図る。	環境保全課 (公害係)
2-3 土壌・地下水汚染を防止する	土壌汚染の発生を防止する	汚染発生件数	発生しない	各年度		【具体的な目標値】 発生しないこと	環境保全課 (公害係)
						土壌汚染の汚染状況の調査・把握	
					事業場への法に基づく汚染防止対策の指導	土壌汚染対策法に基づく届出時及び事業場への立入により防止対策の指導を行うとともに、ホームページへの掲載、リーフレットによる啓発を行う。	
	地下水に係る環境基準を達成する	環境基準達成率	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%	
					地下水の常時監視の実施、汚染状況の把握	水質汚濁防止法に基づく「公共用水域及び地下水の測定計画」に基づき、概況調査として、市内10地点(21地点を2年のローリングで実施)、定点モニタリングとして9地点において環境基準項目等の測定を実施し、地下水の汚染状況の把握を行う。	
	その他の取組				事業場への法に基づく汚染防止対策の指導	有害物質使用特定事業場及び有害物質貯蔵事業場に対し、設置等届出時及び立入検査時に汚染防止対策の指導を行う。	
					地下水位の常時監視の実施	県が実施する市内3箇所の地下水位観測結果により、地下水位の監視を行う。	

個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和3年度の具体的な取組	担当部署
2-4 騒音・振動・悪臭の発生を防止する	騒音に係る環境基準を達成する	道路交通騒音に係る環境基準達成率	前年度より改善	各年度		【具体的な目標値】 前年度より改善	環境保全課 (公害係)
		生活空間の騒音に係る環境基準達成率	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%	
	騒音・振動・悪臭に関する公害の発生を減らす	騒音・振動・悪臭に関する公害苦情件数	前年度より減少	各年度	道路交通騒音の常時監視の実施、騒音状況の把握	騒音規制法に基づき市内幹線道路約100kmについて、5年のローテーションで自動車騒音の常時監視を実施する。本年度は国道20号線等23.0kmについて実施し、騒音環境基準の達成状況を把握する。	
					生活空間騒音の調査の実施、騒音状況の把握	市内5地点(住居地域3地点、準工業地域1地点、工業地域1地点)で騒音測定を実施し、環境基準達成状況を把握する。	
2-5 化学物質による汚染を防止する	化学物質による環境リスクを低減する	化学物質の環境中への排出量・移動量	前年度より改善(県全体)	各年度		【具体的な目標値】 前年度より改善(県全体)	環境保全課 (公害係)
					環境中の化学物質の状況を把握する	PRTR制度に基づき、県に届出された化学物質の排出量等を把握する。	
					化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	化学物質による環境汚染状況を(大気、水質等)の情報収集を行い、化学物質による環境リスクを把握し、関係者への普及啓発・問合せ対応を行う。	
	その他の取組				ダイオキシン類の発生防止に向けた指導、啓発等の実施	野外焼却に係る指導、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設への立入り調査・指導を行う。	上下水道局 (浄水課)
				化学物質等の適切な管理と廃棄	平瀬浄水場水質検査室では、毒物5種、劇物39種、普通物109種を薬品室において保管管理している。取扱いは定められた標準作業手順書に従い、薬品による作業室の内外環境を汚染しないように管理する。また、水質検査に伴い発生する試験廃液等は分別・貯蔵後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物として、専門業者に処分を委託する。		
2-6 快適環境を保全する	良好な景観や自然環境を保全する	規制等への違反件数	前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】 前年度より減少していること 「甲府市景観計画」の推進に努めるとともに、法令や条例等に基づく審査や指導を行い、良好な景観や自然環境を保全する。	都市計画課
					「甲府市景観計画」の推進	市民や事業者の理解のもと、景観行政を総合的に展開していくため、甲府市景観計画を推進する。	
					条例等に基づく良好な景観形成の促進	甲府市景観計画及び甲府市景観条例により一定規模を超える行為を届出対象とし、景観形成基準に基づき審査して必要と認められたときは指導・助言又は勧告を行い、景観形成を推進する。	
					風致地区の自然環境保全	風致地区(甲府城跡、愛宕山、護国神社、酒折、荒川、和田峠)内における許可対象行為について許可基準に基づき審査し、都市の風致を維持し、良好な自然環境を保全する。	
					地区計画に基づく良好な環境の保全	各地区(神屋、住吉、古府中西、濁川西等)の、地区整備計画に基づき審査し、良好な住環境の保全を図る。	
					開発行為の適正化	都市計画法及び甲府市宅地開発事業の基準に関する条例による開発行為を許可基準や設計基準などに基づき審査し、緑地や住環境の保全を図る。	
					屋外広告物の適正化	甲府市屋外広告物条例に基づき審査及び指導を行い、屋外広告物の適正化を図り、良好な景観を保全する。	

